

中野区高断熱窓・ドア設置補助金Q&A

1. 補助事業について

Q1: 補助金額はいくらですか。

A1: 補助対象経費の総額の4分の1(1,000円未満切り捨て、上限15万円)です。

Q2: 国や都の補助金との併用はできますか。

A2: 国や都が禁止していなければ併用可能です。国や都の補助金については直接国や都にお問い合わせください。ただし、他の団体の補助金交付額と合算し、補助対象経費を超える場合は、超える分を区の補助額から控除します。

Q3: 区の他の補助制度とあわせて申請することは可能ですか。

A3: できません。区の他の補助制度により、当該経費が補助される場合は、補助の対象外となります。

Q4: 新築は補助の対象となりますか。

A4: なりません。本事業は、既存建物の断熱性能を向上させることを目的としていますので、新築建物は補助の対象外となります。

Q5: 増築部分に高断熱窓(ドア)を設置した場合は補助の対象となりますか。

A5: なりません。新規に高断熱窓(ドア)を設置した箇所は補助の対象外となります。既存の窓(ドア)を高断熱窓(ドア)に改修した箇所についてのみ補助の対象となります。

Q6: 窓(ドア)がなかった場所に、新規に高断熱窓(ドア)を設置する場合、補助の対象となりますか。

A6: なりません。既存の設備を、高断熱窓(ドア)に改修するための経費を補助しますので、新たな開口部に設置する場合は、補助の対象外となります。

Q7: 既存の設備が高断熱窓(ドア)の場合、補助の対象となりますか。

A7: なりません。本事業は、既存建物の断熱性能を向上させることを目的としていますので、既存の設備がすでに高断熱窓(ドア)の場合は補助の対象外となります。

Q8: 今年度、高断熱窓(ドア)の補助を受けた場合、次回、設置していない箇所の申請は可能ですか。

A8: できません。一回限りの補助となります。

Q9: 高断熱窓・ドア以外の省エネルギー機器・再エネルギー機器の補助はありますか。

A9: 令和4年度「蓄電システム」の設置補助を実施します。詳しくはHPをご覧ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/472000/d030288.html>



2. 申請について

Q1: 郵送での申請はできますか。

A1: できません。先着順で申請を受け付けるため、窓口のみで受け付けております。

郵送で提出された場合は、全ての書類を着払いにて返却させていただくこととなります。また、申請は全て**事前予約制**となります。事前の日程調整をお願いいたします。

Q2: 申請書類が揃っていない場合や不備があった場合に、準備できた分の書類は預かってもらえますか。

A2: お預かりはできません。一旦全ての書類をお返しします。書類が全て揃った段階での申請をお願いいたします。

Q3: 申請書類はパソコンで作成してもいいですか。

A3: 規定の様式を改変することなく作成いただければ結構です。なお、自署・押印の個所があるのでご注意ください。また、申請書、同意書など複数ページにわたるものは、記入していないページも含めて印刷(両面可)してください。

Q4: 設置後いつまでに申請すればいいですか。

A4: 令和4年度の申請期間は令和4年7月1日から令和5年2月28日までです。予算額に達し次第受付終了となりますので設置完了後、早めの申請をお勧めします。

Q5: 予算額にはいつ頃に達しそうですか。

A5: 予算状況は随時HPで公表いたします。

Q6: 親族や団体の会計担当など申請者以外の口座に振り込んでもらうことはできますか。

A6: 委任状を提出していただければ可能です。該当する様式を送付しますので、ご連絡ください。

Q7: 管理組合の場合、誰の名で申請すればよいですか。

A7: 代表者名で申請してください。例: ○○管理組合法人 理事長 △△ △△

3. 提出書類について

Q1: 領収書の宛名は、申請書と一致する必要がありますか。

A1: 氏名や団体名は、申請書と一致する必要があります。親族で共同で購入した場合は、連名でも可能です。

Q2: 領収書の内訳はどの程度までのものを提出すればよいですか。

A2: 「設備費一式＝〇〇円、工事費一式＝〇〇円」など、少なくとも設備費と工事費の内訳が分かるものを提出してください。したがって、「設置費一式」や、「設備費一式、工事費一式含む」など、それぞれの金額が不明確なものは認められません。

Q3: 領収書の但し書きに内訳を記載してもらえない場合や、内訳書がない場合はどうすればよいですか。

A3: 事業者が発行する「領収書内訳証明書(原本)」を提出してください。様式は区ホームページにあります。

Q4: 工事請負契約書はありますが、内訳の記載がありません。何を提出すればよいですか。

A4: 事業者で作成してもらった「契約内訳証明書(原本)」と契約書の写しを提出してください。様式は区ホームページにあります。

Q5: 設備を設置しましたが、設備費だけでも補助金の限度額の15万円(設備費が60万円以上)を超えているので、領収書は設備費のものだけでよいですか。

A5: 申請者が購入かつ設置したことを示す必要があります。したがって、設備費及び工事費の領収書の写しが必要です。

Q6:領収書の見本を教えてください。

A6:以下を参考にしてください。

事業者からもらった領収書について下記の事項を確認してください。

【確認事項】

①宛名は申請者のフルネームであるか。

②高断熱窓・ドア設備購入費と設置工事費の内訳は明確に記載されているか。

※明確に記載されていない場合は、事業者が作成した「領収書内訳証明書」(原本)を提出してください。

③代表者名又は会社名の箇所に代表社印(会社名・役職名が入った印)又は社印が押印されているか。

領収書の例	領 収 書	
中野 太郎	御中	No.1111
		発行日 令和4年7月1日
金額 ¥1,760,000 - (税込)		
但	高断熱窓・ドア設備費 800,000円 (税抜)、設置工事費 300,000円 (税抜)	
	他工事費 500,000円 (税抜) として	
上記正に領収いたしました。		
印 収 紙 入	内 訳	〇〇ハウス株式会社
	税抜金額	代表取締役 若宮 二郎
	消費税等	〒164-8501
		東京都中野区中野7-9-1
		TEL: 03-3389-1111

4. 補助対象者について

Q1:事業所などは補助の対象になりますか。

A1:なりません。ただし、個人事業主などで高断熱窓・ドアを設置した住宅に居住し、そこで事業を営んでいる場合は、区民として対象となります。

Q2:中野区内にマンション・アパートを所有し、貸していますが、その建物に居住していません。貸している建物に高断熱窓・ドアを設置した場合、補助の対象になりますか。

A2:なりません。自らが居住する住宅が対象となります。投資物件などに設置したものは対象外です。

Q3:中野区内に住宅を複数所有しています。全住宅に高断熱窓(ドア)を設置した場合、全住宅分補助の対象になりますか。

A3:なりません。住民登録をし、居住している住宅のみが補助の対象です。

Q4:中野区に居住していますが、住民登録をしていない場合は補助の対象になりますか。

A4:なりません。住民登録されていることが必要です。

Q5:申請者と高断熱窓・ドアの設置に係る費用の支払者が異なる場合は、補助の対象になりますか。

A5:なりません。申請者と支払者が一致している必要があります。

Q6:賃貸住宅に居住しています。自己の所有でない建築物に高断熱窓・ドアを設置する場合、補助の対象になりますか。

A6:なります。ただし、当該所有者の同意が必要です。同意書の様式がありますので、該当するものを提出してください。様式は区ホームページにあります。

Q7:補助の対象となる集合住宅の管理組合等は、法人格を取得する必要はありますか。

A7:必要ありません。法人格を取得していなくても、対象となります。

Q8:分譲マンションの部屋の窓ガラスやドアを改修する場合は、対象となりますか。

A8:外窓や玄関ドアなどの区分所有法で共用部分と見なされている箇所については、管理組合等が申請者であれば対象となります。

※分譲マンションで複数の玄関ドアなどの共用部分を大規模改修する場合の補助額については、合わせて上限15万円になります。一戸あたり上限15万円ではございません。また、申請は一回限りですので、分けて申請することはできません。

Q9:多世帯住宅で、同一建築物に高断熱窓・ドアをそれぞれ設置する場合、世帯毎に対象となりますか。

A9:世帯分離しており、各世帯の玄関が別々で、かつ住宅の内部で行き来できない独立した住戸となっている場合は対象となります。

5. 補助対象設備について

Q1:一般社団法人環境共創イニシアチブの登録の有無を確認するには、どうすればよいですか。

A1:当該法人のホームページから「補助対象製品一覧」をご確認ください。

<https://sii.or.jp>

※令和4年4月1日以降の登録製品が対象になりますのでご注意ください。

Q2:公益財団法人北海道環境財団の登録の有無を確認するには、どうすればよいですか。

A2:当該法人のホームページから「補助対象製品一覧」をご確認ください。

<https://ekes.jp>

※令和4年4月1日以降の登録製品が対象になりますのでご注意ください。

Q3:令和4年4月1日時点では法人に登録されていたものを設置しましたが、設置日・申請日の時点では登録が抹消されていました。補助の対象になりますか。

A3:なります。令和4年4月1日以降に登録されていた設備であれば設置日・申請日の時点で登録が抹消されていたとしても補助の対象です。この場合、登録されていたことが分かる書類を提出してください。

Q4:令和4年2月～3月設置分は、補助の対象になりますか。

A4:なりません。令和4年度は、令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に設置されたものが補助の対象となります。

Q5:令和5年2月～3月設置分は、補助の対象になりますか。

A5:令和5年度の当該補助事業についての予算が成立することを前提として、令和5年度の補助対象となります。

Q6:リース品は補助の対象になりますか。

A6:なりません。

Q7:補助の対象となる高断熱窓の大きさに要件はありますか。

A7:300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓や、換気のための小窓などは補助の対象外となります。

Q8: 高断熱窓・ドアに係る設置工事と同時にを行う他の工事において、共通する工事費(共通仮設費など)は対象となりますか。

A8: 高断熱窓・ドア設置工事のみにかかる経費を補助の対象とします。したがって、その他の工事費のうち補助対象経費分として切り分けのできない経費は、補助の対象外となります。

Q9: 消費税は補助対象経費に含まれますか。

A9: 含みません。

Q10: 補助の対象となる高断熱窓の要件に「居室の外気に接する全ての窓について設置すること。」とありますが、具体的にはどのような要件ですか。

A10: 1つの居室(居間など)において窓が2か所以上あった場合、当該すべての窓を高断熱窓に改修することが要件となります。

Q11: 補助の対象となる高断熱窓の要件に「居室以外の居室又は居室以外の部分(廊下や浴室など)を同時に施工する場合、外気に接する1枚以上の窓について高断熱窓を設置すること。」とありますが、具体的にはどのような要件ですか。

A11: 1つの居室(居間など)のすべての窓を高断熱窓に改修すると同時に、その他の居室及び居室以外の部分(廊下や浴室など)も高断熱窓に改修した場合、当該箇所も、1枚から補助の対象として含めることができます。

Q12: 補助の対象となる経費にはどのようなものがありますか。

A12: 以下の経費のうち、必要最小限のものとしします。

- (1) 高断熱窓・ドア及びその部材の購入費
- (2) 工事費
- (3) (1)(2)の他、区長が必要と認めるもの。

例: 窓・ドアの商品代、サッシ商品代、額縁・ふかし枠等の費用、
窓・ドアの取付費、養生費、仮設足場費、既存設備の解体撤去費、清掃費、搬入費 等

※補助対象の可否は審査において判断しますが、網戸、雨戸等の窓付属部材費、有償で追加した防犯設備、安全設備などのオプション品、補助金手続代行費などは対象となりません。

Q13: 補助金の交付を受けた設備について、処分の制限はありますか。

A13: 設置日から起算して10年間を管理期間とし、当該期間内は、廃棄、譲渡等の処分はできません。やむを得ず処分する場合は、事前に区の承認を受けていただきますが、その際に補助金を返還していただく場合があります。

Q14: 補助金の交付を受けた後、補助金の返還が必要となるのはどのような場合ですか。

A14: 以下のいずれかに該当する場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を命ずる場合があります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) 管理期間内(10年間)に、正当な理由がなく設備を使用していないとき。
- (4) 区長が特に必要があると認めるとき。